

将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書

少子高齢化が進む北海道において、地方では特に人口減少が激しい上、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食材料費の高騰なども相まって、現在の医療機関、介護施設等（以下、「医療機関等」という。）を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会の6団体が、「地域医療はもう崩壊寸前」と指摘しました。令和6年度診療報酬改定後に、医業利益の赤字病院の割合は69%にまで及んでいます。こうした経営不振や医師の高齢化等もあり、倒産・廃業が過去最多を更新しています。

介護事業においても、事業者の倒産が昨年過去最多に上っており、特に、訪問介護事業は介護報酬の引下げなどの影響によって、大変厳しい経営状況にあります。このままでは医療機関等における人材確保がさらに難しくなり、地域における医療・介護が維持できなくなります。

他の一般の分野では価格転嫁という手法も取られますが、公定価格により運営する医療機関等は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬や介護報酬（以下、「診療報酬等」という。）の設定が必要です。

よって、国においては、医療機関等の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬等の在り方も含め引き続き戦略的かつ持続的に対処すること、また、エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について令和6年度診療報酬改定等で対応されたところではありますが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬等の改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年10月29日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
厚生労働大臣